



栃木県公報

令和 8 (2026)年
3 月30日 (月)
号 外
第 16 号

目 次

教育委員会

- 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正…………… 1
- 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正…………… 2

教育委員会

栃木県教育委員会規則第 2 号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月30日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（普通免許状授与の申請）</p> <p>第 7 条 免許法第 5 条第 1 項、第16条第 1 項、第16条の 3、第16条の 4 若しくは第17条、免許法附則第 8 項若しくは第11項、29年改正法附則第10項、36年改正法附則第 6 項又は平成12年改正法附則第 2 項若しくは第 3 項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第 5 条第 1 項の規定により申し出る者にあつては、免許法別表第 1、別表第 2 又は別表第 2 の 2 の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる規定により申し出る場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許法附則第11項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	左 欄	右 欄	略		免許法附則第11項	略	略		<p>（普通免許状授与の申請）</p> <p>第 7 条 免許法第 5 条第 1 項、第16条第 1 項、第16条の 3、第16条の 4 若しくは第17条、免許法附則第 8 項若しくは第11項、29年改正法附則第10項、36年改正法附則第 6 項又は平成12年改正法附則第 2 項若しくは第 3 項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第 5 条第 1 項の規定により申し出る者にあつては、免許法別表第 1、別表第 2 又は別表第 2 の 2 の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる規定により申し出る場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許法附則第12項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	左 欄	右 欄	略		免許法附則第12項	略	略	
左 欄	右 欄																
略																	
免許法附則第11項	略																
略																	
左 欄	右 欄																
略																	
免許法附則第12項	略																
略																	
<p>（検定による臨時免許状授与の申請）</p> <p>第11条 免許法第 5 条第 5 項又は施行法第 2 条第 1 項の規定により、検定による臨時免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>	<p>（検定による臨時免許状授与の申請）</p> <p>第11条 免許法第 5 条第 5 項又は施行法第 2 条第 1 項の規定により、検定による臨時免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p>																

(1)～(6) 略
 (7) 第7条第1項第4号、第5号及び第7号並びに第8条第7号及び第9号に掲げる書類
 (8) 略
2 現に臨時免許状を有する者が、当該免許状の写しを提出するときは、前項の規定により提出すべき書類の一部を省略することができる。

(検定による特別支援学校の自立教科の教員免許状授与の申請)
第12条 施行規則第64条第1項の規定により、検定による特別支援学校の高等部の自立教科教諭の普通免許状の授与を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1)・(2) 略
(3) 施行規則第64条第1項の表の下欄に掲げる基礎資格を有することを証する書類

(4) 略
 2 略

(1)～(6) 略
 (7) 第7条第1項第4号及び第5号並びに第8条第7号及び第9号に掲げる書類
 (8) 略

(検定による特別支援学校の自立教科の教員免許状授与の申請)
第12条 施行規則第64条第1項の規定により、検定による特別支援学校の高等部の自立教科教諭の普通免許状の授与を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1)・(2) 略
(3) 有することを必要とする免許状の写し又は授与証明書
(4) 学力に関する証明書（必要のある者に限る。）
(5) 略
 2 略

別表第1の1免許法別表第3関係の部(1)幼稚園の部の項ア一種免許状の授与の表、(2)小学校の部の項ア一種免許状の授与の表、(3)中学校の部の項ア一種免許状の授与の表及び(4)高等学校の部（一種免許状の授与）の項（その1）の表中「（3年在学者）」を削り、同項（その3）の表中「附則第38項及び第39項」を「附則第35項及び第36項」に改め、別表第1の2免許法別表第6関係の部(1)一種免許状の授与の表及び(2)二種免許状の授与の表中「・栄養教諭」を削り、別表第1の3免許法別表第6の2関係の部一種免許状の授与の表中「養護教諭・」を削る。

別記様式第1号、別記様式第5号、別記様式第10号から別記様式第12号まで及び別記様式第17号中

「栃木県収入証紙
ちよう付」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(義務教育課)

栃木県教育委員会規則第3号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(認定の基準) 第4条 法第9条の4第4号の規定による認定は、 <u>次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。</u> (1) 法第9条の4第1号イ若しくはロに規定する職又は同号ハに規定する業務を通算して4年以	(認定の基準) 第4条 法第9条の4第4号の規定による認定は、 <u>おおむね次の基準によって行う</u> <u>。</u> (1) 法第9条の4第1号又は第2号に規定する職を 4年以

上経験している者で、社会教育に関する専門的
事項についての教養と経験があると認められる
もの

(2) 法第9条の4第2号に規定する職を6年以上
経験している者で、社会教育に関する専門的
事項についての教養と経験があると認められるも
の

(3) 法第9条の4第1号ロに規定する文部科学大
臣の指定する職に相当する職又は同号ハに規定
する文部科学大臣が指定する業務に相当する業
務を通算して4年以上（大学に2年以上在学し
て62単位以上を修得した者又は高等専門学校を
卒業した者については3年以上、大学に2年以
上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学に
おいて省令で定める社会教育に関する科目の単
位を修得した者については1年以上）経験して
いる者で、社会教育に関する専門的事項につい
ての教養と経験があると認められるもの

上経験している者であること。

(2) 省令第2条第5号に規定する文部科学大臣の
認める者であること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(生涯学習課)